

健診のご予約はお済みですか？

自分の健康状態を知るためにも、1年に1回健診を受診することはとても大切です。
協会けんぽの健診はとても好評のため、早めのご予約をお勧めいたします。

ご本人

《生活習慣病予防健診》 対象：35歳～74歳の被保険者（ご本人）様

生活習慣病予防健診とは、労働安全衛生法で定められた定期健康診断の項目に加え、5大がん検診項目（肺がん・胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん）までカバーしている健診です。
年度内におひとり様につき1回、健診費用の約7割を協会けんぽが補助します。

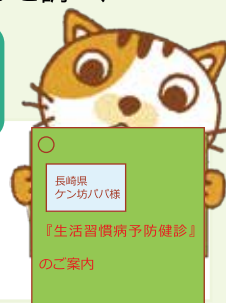
通常18,865円（最高額）の一般健診が、自己負担額5,282円（最高額）で受診できます！

※子宮頸がん検診、乳がん検診は別途自己負担がかかります。

40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方は一般健診に追加して付加健診が受診できます。

一般健診と合わせて付加健診を受けることで、より充実した内容の健診が受けられます。
検査内容は、腹部超音波検査にて5つの臓器（肝臓、胆のう、膵臓、脾臓、腎臓）を中心に異常がないかを調べ、
眼底検査では動脈硬化の状態等を確認することができます。
※別途2,689円（最高額）の自己負担がかかります。

長崎県内の
健診機関は
こちら



健診のご案内を3月下旬に緑色の封筒で事業所様へお送りしています。
受診対象者や健診項目をご確認の上、健診機関へご予約ください！
協会けんぽへの申し込み手続きは不要です。

ご家族

《特定健診》 対象：40歳～74歳の被扶養者（ご家族）様

特定健診とは、メタボリックシンドロームに着目した検査項目を設けており、生活習慣病の予防につながる健診です。年度内におひとり様につき1回、健診費用を協会けんぽが補助します。

自己負担額930円（最高額）で受診できます！

※自己負担0円の健診機関もあります。

自己負担
無料の集団
健診も随時
実施をしてい
ます！

長崎県内の
健診機関は
こちら



「特定健康診査受診券（セット券）」を4月上旬に黄色の封筒で被保険者様のご自宅へお送りしています。医療機関へご予約いただき、受診の際は「マイナ保険証等※」と「特定健康診査受診券（セット券）」をお持ちください！

※「従来の健康保険証（令和7年12月1日まで）」または「資格確認書」でも受診可能です。



協会けんぽ各種申請書の3つの入手方法

協会けんぽの各種申請書の入手方法は、以下の3つがあります。皆様のご都合に合わせてご利用ください。

①協会けんぽのホームページからダウンロード

各種申請書や記入例は、協会けんぽホームページからダウンロードしていただくことができます。



②協会けんぽから郵送

ホームページからダウンロード・プリントアウトできない場合は、申請書等を郵送いたしますので、協会けんぽ長崎支部までご連絡ください。
≪ 電話番号:095-829-6000(音声ガイダンス①番) ≫

③コンビニエンスストアのネットプリントサービス

協会けんぽの各種申請書を、全国のコンビニエンスストアに設置してあるマルチコピー機で即時に印刷できるサービス(有料)で、お急ぎの場合に便利です！詳しくは、ホームページをご覧ください。協会けんぽまでお問合せください。

郵送による申請書提出のお願い



協会けんぽの申請書はすべて郵送でご提出いただけますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
申請書をご提出いただく前に、送り先のご確認をお願いします。健康保険に関する書類の提出先は、申請書・届出書により「協会けんぽ」と「日本年金機構」に分かれています。**書類の提出先を誤った場合は、書類の回送作業が生じるため、正しくご提出いただいた場合よりも処理にお時間がかかります。**
下の表をご確認いただき、正しい提出先にご提出をお願いします。

全国健康保険協会(協会けんぽ)

健康保険の給付や任意継続等に関する手続き

健康保険給付関係

- ・傷病手当金支給申請書
- ・高額療養費支給申請書
- ・療養費支給申請書
- ・出産手当金支給申請書
- ・出産育児一時金支給申請書
- ・埋葬料(費)支給申請書
- ・限度額適用認定申請書
- ・特定疾病療養受療証交付申請書

任意継続関係

- ・任意継続被保険者資格取得申出書
- ・任意継続被保険者資格喪失申出書

資格情報のお知らせ等関係

- ・資格情報のお知らせ交付申請書
- ・資格確認書交付申請書

保健事業関係

- ・特定健康診査受診券申請書

など

日本年金機構

健康保険への加入や保険料の納付等に関する手続き

被保険者資格・報酬関係

- ・被保険者資格取得届
- ・被保険者資格喪失届
- ・被扶養者(異動)届
- ・被保険者報酬月額変更届
- ・被保険者報酬月額算定基礎届
- ・被保険者賞与支払届
- ・産前産後休業取得者申出書
- ・育児休業等取得者申出書

事業所関係

- ・新規適用届
- ・適用事業所名称・所在地変更(訂正)届
- ・事業所関係変更(訂正)届

事業所の保険料納付関係

- ・保険料口座振替納付(変更)申出書

など

